

# 令和5年度第1回八尾市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 議事録

日時: 令和5年7月31日(月) 14:00~16:00

場所: 八尾市役所本館 8階第2委員会室

## 会議概要

事務局	出欠状況報告 会議公開説明 委員紹介 当座部長挨拶 資料確認 会長の選任
	<b>【次第2.第7期八尾市障がい福祉計画及び第3期八尾市障がい児福祉計画策定に向けたスケジュール及び検討体制について】</b>
事務局	資料①、資料②に基づき説明。
	<b>【次第3.第7期障がい福祉計画等の基本的な指針について】</b>
事務局	資料③、資料④に基づき説明。
	『質疑応答』
委員	中身の項目というよりも、基本指針見直しの中の一つに計画期間がある。国が実情に応じて考えてもよいと言っているように見るのか、基本方針など5年ごとに作るものがあり、かたや福祉計画は3年で集まって議論するという流れがある中で、国が計画期間を柔軟にしてもよいと言い出したのにはどんな意図があるのか。国や府の数値については、今までと同じように3年ごとに示されるという一定の流れがあるのであれば、柔軟化といわれても意味がないのではないか。そのあたり分からなかったため質問させてもらった。
会長	策定期間の話は、事実確認というより不思議な話。僕なりの解釈をすれば、柔軟化と言いつつ3年で行うという不思議な事になっている。国からすれば、柔軟にしたらいと本当に言っているものなのか。僕の記憶では、第6期計画のときだったと思うが、新型コロナウイルスが流行る前後くらいだった。そのときに計画策定にかなり支障が出るという話が出ており、もしかするとそういうことの保険として言っているのではないかと思う。 他の委員の皆様、この件についてご意見・ご質問はあるか。
委員	その答えを持っているわけではないが、各市町村から国に「3年の計画期間は短いのではないか」という声が届いていると聞いている。 3年間であると、計画を立て実行している最中に、次の計画に向けて準備をしていくというようなスピードで進めなければならなかったり、障がい者基本計画と福祉計画の期間とがずれていくので、そういうこととの整合性もあるのではないか。実際私も3年間は短いと思うので、もう少しゆとりある期間にすれば、実態やその後どうするかという話につながっていくと思うので、柔軟化してくれるとありがたいと思う。
会長	現時点の福祉計画は3年。基本計画は10年で、中間の5年で見直しと実質なって

	<p>いるので、それをうまく福祉計画に合わせているのが実情だと思う。</p> <p>ここで策定期間をどうするかという話はできないかもしれないが、すごく大事な話。簡単に言うと、これだけのコストをかけてアンケートをして、2年たったらまたアンケートをしているという自治体もある。特に現場にいる委員の皆さんからすると、計画を作るために仕事をしている訳ではないので、こういう間接業務が増えるということは本当は良くないことだと思う。柔軟化ができ、少し計画期間に余裕ができるのは悪い話ではないと考えられる。</p> <p>市のほうに漠然とした話を答えてもらってもどうかと思うので、まず国としての意図はあるのかということ。特に柔軟にしたらいいのに実質3年と書いているのが不思議だということ。今後、第8期以降に計画期間を変えていくこともあり得るのかどうか。国の意図、あるいは大阪府の見解、今後第8期以降の可能性くらいお答えいただければと思う。</p>
事務局	<p>計画期間について、国から出している基本的指針に書かれている内容を少しご紹介させていただく。</p> <p>障がい福祉計画等は3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県や市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間の設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定・制度改正の動向、障がい福祉に関するニーズ、事業者の状況等について、調査・分析・評価を行い、その結果として参集されたサービス見込量と、既存のサービス見込量について乖離が生じた場合には、サービス見込量について3年を一期として、必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標の活動指標の乖離が生じたとき、必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。</p> <p>簡単に言うと、柔軟にはできるが指針が改定され、そこから分析などを行い見直しの必要があるのであれば、計画期間を延ばしたとしても、指針は3年後となっているので、必ずまた同じような計画策定や見直しの機会が出るのではないかと考えている。なので、3年に1度が妥当ではないかと思うところもある。</p>
事務局	<p>八尾市としての見解を述べさせていただく。</p> <p>国の答申を受けたところだが、基本的には、障がい者基本計画の第3期までは、確かに10年計画の前後期5年の見直しという形だった。令和3年度、第4期障がい者基本計画を実行した際、前後期4年間の8年計画に見直しをした。これは、上位計画の第6次総合計画及び第4次地域福祉計画の計画期間との整合性を持たせてもらった。</p> <p>一方で障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画については、従来通り3年ごとに計画していたが、今回、国から柔軟にすることもできるというふうになった。</p> <p>ただ、国が言っているように、福祉計画が見込量であったり、報酬改定・制度改正にフレキシブルに対応する形で計画策定がなされるなかで、柔軟に対応はしていくが、制度改正や見込量をしっかりと分析するのであれば、3年間で妥当ではないかと事務局としては考えている。</p> <p>だが、他市の状況などを踏まえて、また委員の皆様にご報告をさせていただきたい</p>

	<p>とと思っている。</p>
会長	<p>国の説明を僕なりに解釈すると、福祉計画も基本計画的に、多少柔軟性を持たせてもいいと言っているのではないか。ただし、福祉計画は報酬改定やサービス見込量のことがあるので、基本計画ほどできないが、一定の柔軟性を持たせてもいいということを、将来考えてもいいというような読み取りができるのではないかと、かなり深読みをして解釈している。</p> <p>だが、ここでは期間をどうするか決めるという話ではないので、ここでは第7期福祉計画と第3期障がい児福祉計画は、通常通り3年間でやるということで良いか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>では、指針については3年間とする。</p> <p>他のご意見・ご質問はあるか。</p> <p>方針を拝見すると、新しいメニューが少しずつ入ってきているが、従来と大きく変わったというよりは、就労あるいはスタッフが離職しないような仕組みを作っていくということなので、従来言われてきた問題をちゃんとやっていこうという指針だと思う。そのあたりの変更はないと思う。むしろこの指針に基づいて、各部会のほうで議論いただくことになると思う。</p> <p>現時点で計画策定期間以外は質問もなかったので、指針については3年間ですということ、ここでお認めいただいたということで、次に進めさせていただきます。</p>
委員	<p>今気づいたのだが、府の指針の説明は資料だけなのか。</p>
事務局	<p>基本的には国の指針に沿った内容で、これに基づいた具体的な内容については、次の各部会で議論をさせていただければ。</p>
委員	<p>質問ではなく感想になってしまうが、市町村の計画を立てるのに国の指針があり、府の指針があり、となると市町村とはいったい何なのかと思う。市町村の主体性や裁量というものが全然見えてこない。市町村はもっとも実態に近いところにいる行政である。障がい者の実態やニーズに共通項はあるが、地域によって異なる実態はたくさんある。そういうことをどのようにこの計画に反映していくのか。</p> <p>また、地域に合った社会資源やサービス、必要量の検討が必要だと思う。その中でも大きな課題は国が数値目標を掲げているが、市町村はそれに準じた数字しか出せないのか疑問。実態がそれぞれなのに、なぜこういう画一的なことになるのかという疑問を感じている。市町村は障がい者の実態やニーズと、国や府との板挟みのような状況があるのではないかと。本当にそれでいいのかということも日々私たちも仕事をしながら思うわけで、もっと国や府と違って、市としてこうだというものを出せないか。そういうことを考えていかないと、先ほどコストの話もあったが、これほど手間暇かけて国に準じたものを作るのであれば、もっと機械的なやり方もある。こういう議論の場を作っているのであれば、それを生かすような計画づくりを、長期的に考えていければと思っている。</p>
会長	<p>おっしゃるとおり。八尾は中核市になったので、府にきちんとお願いしていいと思う。大阪府の担当もよく知っているので、府もこうしろと思っているわけではないが、市町村で動いている皆さんからすると、国の話があって、大阪府の話があって、では市町村はいったい何だと思われるのはおっしゃるとおり。</p>

事務局	障がい福祉計画および障がい児福祉計画について、市町村の主体性がないのではないかという意見だったと思う。基本的には、障害者総合支援法や児童福祉法に定める、サービス量等の必要量を見込むと共に、その提供体制を確保するための方策を定めるとなっており、その法律のしぼりの中での計画となってしまう。
会長	行政計画の法律の位置づけの話、あるいは指針に基づいてやるということは、この委員の皆さんは大変詳しいと思う。むしろ市町村としてのオリジナリティというか、イニシアチブを発揮できるような余地をもっと考えてもいいのではないかという発言の趣旨である。そういう意見があったことに対して、何か一言お願いしたい。
事務局	大変失礼した。基本計画もあり、その中では八尾市のこれから進むべき障がい福祉の方針であるとか、どのように進めていくのか、また未来を描いていくのかというところをしっかりと対応しながら作成している。それを踏まえた形の障がい福祉計画という形になる。当然ある程度見込み量等のしぼりはあるが、八尾市としてそのあたりを基本計画に踏まえた形で、主体性を発揮していきたいと考えている。
会長	我々も府に対して何か言えるような場所があったほうがいいかもしれない。ちなみに大阪府の計画は、どちらかといえば市町村の計画を吸い上げて立てるものなので、必ずしも府が言っていることをトップダウンでおろしてきてやるというわけでもない。もしかしたらもっと意思疎通があったほうがいいのかもしれない。 続いて、次第4「第6期八尾市障がい福祉計画等の令和4年度実績について」、事務局から説明をお願いしたい。
	<b>【次第4.第6期八尾市障がい福祉計画等の令和4年度実績について】</b>
事務局	資料⑤、資料⑥に基づき説明。
	『質疑応答』
委員	2ページ等で、「※R4未確定」というものがいくつかあるが、これは本番の検討までには入っているものと考えて良いか。
事務局	大阪府から情報提供を受けているものなので、順次8月上旬から中旬に資料を送付いただくと聞いている。その進捗状況にもよるが、わかり次第反映してお示しをしたい。
会長	他にご意見・ご質問はあるか。
委員	14ページの子ども・子育て支援の各年度における見込量が、前年度比で増加しているものもあれば、減少しているものもある。子どもの数の減少が関係しているのか、何か他の要因があるのか。
事務局	子ども・子育て支援について、計画の見込量の増減している理由が何点かある。 まず「(2)各年度における教育・保育給付等の見込量について」の教育の部分は、見込が令和4年度では2400のところは2258というふうに減っている。一方で保育は、3560の見込が3706。3歳以上は2790のところは2807というふうに増えている。 これについては、就学前のニーズが幼稚園の教育の短い時間から、保育の長い時間預けたいという市民の保育ニーズのほうが増えており、幼稚園の教育ニーズについては減っているというところで見込より減った。 それ以外に見込より減ったというところについては、子どもが減ったからという

	<p>よりは、どちらかというとな型コロナウイルス感染症の影響があり、在宅サービス利用を控えられたところが影響していると考えている。</p>
委員	<p>その部分については理解した。</p> <p>もう一つ。地域子育て支援拠点事業が、見込量が減り、実績も上がっていないが、実績値が上がらないから毎年見込量を減らしているのか。地域子育て支援は非常に大事な施策と思われるのだが、その辺りはどうお考えか。</p>
事務局	<p>先ほど、(2)の2段目の保育については実績が上がっていることを説明させていただいたが、全体として保育ニーズが広がっており、共働きのご家庭が増えているので、保育の利用が増える傾向にある。低年齢、0歳から保育所を活用される世帯が増えているので、少しずつ地域子育て支援拠点事業のような在宅事業の利用そのものは、保育所に入られている分、減っていくような傾向にあると見込んでいる。</p>
会長	<p>伺っていると、子どもを育てている方々のニーズが変わってきたということなのかなと思う。</p> <p>ざっと見ていくと、黒の三角がついたところが見込みと比べて実績が減っているところが目立つが、新型コロナウイルスの真っ只中だったことも理由としては大きいと思う。新型コロナウイルスの影響で、もしかすると利用者も控える、サービス提供者も控える等々ではないかと思われる。今年度の分がどうなるかが、1つのポイントだと思われる。</p> <p>他にご意見・ご質問はあるか。</p>
委員	<p>移動支援に関しては分かるが、定員があるような事業所の場合、利用が伸びるためには事業所が増えないと、ニーズがあっても伸びないわけで、事業所数も絡めて見ていかないといけない。事業所が増えない限り、利用できない。そうすると実績値も上がらないというのは大きな問題だと感じている。改めて数値目標について、伸びるかどうかはニーズの問題もあるが、採算の取れる事業所は増えるが、採算の取れない事業所は増えないという問題が大きいのではないかなと思う。</p> <p>グループホームは、相談支援事業所が立ち上げたので利用者を紹介してほしいというチラシがいっぱい来る。実際聞くと、区分に縛りがあつたり、重度のケアがいる人は対象になれなかったりしている。その人たちのニーズは高いが、現実としてそれでは応えていけないと思っている。</p> <p>今後の話になるが、目標値に近づけていくためには、何らかの方策がないと、事業所が参入してくるかどうかが、相手任せにしては実数は伸びていかないと思う。何らかの手立てを考えていかないと、目標値には近づけないのではないかなと感じている。</p>
会長	<p>比較的ニーズがあり、単純にわかりやすいものと、そもそも受け入れ先がない、あるいは受け入れ先を作ったとしても、採算が合わなければすぐに閉じざるを得ない。また、受け入れ先を作ったとしても、そこに入るための様々な基準が厳しすぎて入れない。数値目標を視覚的にわかりやすく、単純に書けるものではないと思う。貴重な意見をもらった。</p> <p>この福祉計画は第7期とだいぶ長い。数値目標というものは、そもそも何なのかをしっかりと議論したほうがいいのではないかな。可能であれば部会でも議論いただき</p>

	<p>たい。議論いただいて、いきなりそれを第7期に100%活用することは難しいかもしれないが、数値目標に対する考え方や計画のあり方という部分を文面として書いていくこともありではないかと思った。</p> <p>今回実績値のまとめを事務局でしていただいているが、そういうものに加筆していくような感じで、委員がおっしゃったように部会のほうでも議論いただくことは必要ではないかと思う。</p> <p>第7期の計画で、まだこの話をしないといけないというのは残念というか、第2期のころからあまり変わっていない気がする。部会長の方には申し訳ないが、その辺も配慮いただけたらと思う。</p> <p>実績に件についてはこれでよろしいか。</p>
委員	<p>会長の話は本当に大事な部分と思う。私ども社協でもいろいろな相談を聞く中で、どんなサービスがいいのか結びつかないケースもいくつかある。実際にサービスを受けている人で見ると、施設や事業所が手厚くしている人、ここまでするのかというほどされている人もいる。そんな中でそれ以上言われるのであれば、施設として事業所として、サービスは難しいという人もおられる。そんなところを我々も連携して一緒にやっているところがある。そういう数字に見えない苦労がかなりあるのではないかと感じている。そんなところを数字だけではなく、それ以外の面も表現できるような工夫は大事ではないだろうかと思う。そういう視点を大事にしたい。</p>
会長	<p>第7期なので、そろそろ国のほうにもこういうことを言っていないといけないのではないかと思った。</p> <p>では、次第「5. 第7期八尾市障がい福祉計画等の策定におけるアンケート調査報告書について」、事務局からご報告いただきたいと思う。</p>
	<p><b>【次第5.第7期八尾市障がい福祉計画等の策定におけるアンケート調査報告書について】</b></p>
事務局	<p>アンケート調査報告書に基づき説明。</p>
	<p>『質疑応答』</p>
委員	<p>これからの部会を進めていく上でも、市民の意識調査も重要だと思う。特に今回47ページの職場での障がい者理解が、前回調査に比べ、非常に数値が悪化しているのではないかと思う。それと合わせて、55ページの職場の上司や同僚に障がいの理解があることを必要に感じている割合が、非常に高くなってきている。前回と比べて、障がいの理解が伸びていない。その要因をしっかりと考えていかないといけないと思う。これから計画を立てていくときに啓発はしていると思うが、有効にするために何がいるのか。いろいろやっているのに、今回のデータだけを見ると、障がい者理解が進んでいないような傾向が出ているのが一番気になっている。</p> <p>前回との比較をいろいろやっていただいているので、その中で気になる項目は部会でも見ながら進めていきたい。</p>
会長	<p>他にご意見・ご質問はあるか。</p>
委員	<p>前回より増えたとか減ったとかいう数字は、無作為抽出でやっている調査でこういう比較は有効なのか。全調査や定点調査の比較は意味があると思うが、無作為抽</p>

	出の場合、この比較にどれだけの意味があるのか。
会長	<p>無作為抽出の比較は調査としては有効。専門的な説明で恐縮だが、悉皆調査でなくても、ある一定の回答者数が集まれば有効。無作為抽出であるがゆえに、比較はたして有効かという質問に対しては、有効であるとお答えできる。ただ気になるのは、障がい者分野の回収率はもう少しいいのだが、今回かなり回収率が悪かった。4割を切っている。僕の感覚では、障がい者分野の調査は45～50%くらいいく。何人の人が回答しているかどうかで、有効であるかどうかが変わってくる。だから悉皆調査でなくて構わない。むしろそれよりも懸念されるのは、回答者数がどうだったかというのが一番気になる。</p> <p>クロス集計をすれば、どの障がいの分野でこういうことが起きているのか、確かに雇用促進法の改正もあるのに、理解が逆になっているというのはすごい話だと思う。なんでなのか、クロス集計した方がいいと思う。また部会でご議論いただいたほうがいいと思う。</p> <p>技術的なことに関しては補足させていただいた。ただ回答者数が少ないので、この比較ができないかもしれないというのはありうると思う。無作為かどうかというのはそれほど大きな問題にはならない。</p>
委員	<p>こういう比較の仕方だけで、実態がこうだと言えないところがあるので、もう少しいろいろな要素を絡めて見ていく必要があるのではないか。</p>
会長	<p>ご指摘のとおり、もっと隠れた問題が出てくるかもしれない。</p> <p>他にご意見・ご質問はあるか。</p>
副会長	<p>職場での障がい者の理解が減っていることについて、私は施設に入ったり、直接現場で話を伺うということをしているが、コロナ禍においていろいろと仕事の形態が変わった、そのあたりの理解を職場がどれほどしてくれたのかが反映されている可能性はないかと思った。職場の形態がオンラインや在宅になったことで、それが楽じゃないのとあてがわれた仕事が、実際はしんどかったということがあって、そのあたりの特性理解を職場がどれほどしてくれたのかという話は実際聞いたのでそう思った。</p>
会長	<p>教育の面も同様だ。</p>
委員	<p>母数が非常に少なく、パーセントで語れない部分があることは理解している。今の部分で何が気になったかという、83ページの「市民の理解や配慮が深まるために必要なこと」の中に、合理的配慮のことが出ている。障がいのある方が差別解消の理解が進み、今までだったらよしとしていたことがそうじゃない、合理的配慮のなかでもっとできるのではないかと捉える方が増えたのではないかと見た。それは決して悪いことではないが、当事者はそう思っている、そうではない現場があるのではないかという気がした。</p>
会長	<p>もしかしたら、回答されている障がい者の方々の意識が高まったゆえに、まだ不十分であるということもありうるかもしれない。ただ就労については残念。</p> <p>ちなみに今回の福祉計画策定で使うが、場合によっては基本計画策定のときも使うものという理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>

<p>会長</p>	<p>では、今回できる限り部会でも議論いただいて、必要であれば基本計画を作るときにデータを再分析とか再解釈することも必要かと思う。部会の皆さんにはご苦勞をおかけするが、委員の皆さんで冊子をご覧になって、意外な結果や感想等あると思うので、部会のほうでご発言頂戴できればと思う。</p> <p>コロナに関することは数値をどう読むか難しい。数値だけ見たら、思ったよりサービスが変わらなかったように思う。この数値だけで解決することはおそらくできないので、どう捉えるか今後数か月ある課題と思う。</p> <p>時間の関係もあり、今日の議論はここまでとさせていただきたい。今後の部会、またこの会も11月にあるので、ご意見等いただけたらと思う。</p> <p>今回、国の方針、大阪府の方針の説明、実績値の説明、アンケートの報告をしていただいた。一方で、市町村としての独自性というか、もう少し主体的に議論していくことがあっていいのではないかというご意見、アンケートに関しても数値だけではなく、多方面からみていくような解釈も必要ではないかというようなご意見を頂戴した。今後、部会のほうで多くのことをしていただくことになるが、よろしく願いしたい。</p>
	<p><b>【次第6.その他】</b></p>
<p>事務局</p>	<p>連絡事項2点 福祉計画の冊子について 障がい児支援部会および、障がい者支援部会への出席願ひ</p>
<p>副会長</p>	<p>閉会の挨拶</p>